

■ PRTRデータを入手する

1 .いろいろなPRTR集計結果を見るには

- (1) 環境省・経済産業省など国の機関
- (2) 都道府県や市町村
- (3) 企業
- (4) NGO・NPO
- (5) 関連団体(財団法人、社団法人など)
- (6) 海外

行政機関

NGO

2 .個別事業所のデータを入手するには

- (1) 開示請求の窓口
- (2) 請求の方法
- (3) 開示請求の手数料

1 いろいろなPRTR集計結果を見るには

この章では、環境省や経済産業省をはじめ、地方自治体や企業、NGO・NPOが公表しているPRTRデータの集計例をご紹介します。

PRTR制度が開始されてから、誰でもPRTRデータを手に入れるようになったことで、各都道府県や全国各地の企業、NGO・NPOなどが、それぞれ異なる関心や視点に立ってデータを集計し、グラフ化したり地図化するなどいろいろな工夫をこらして公表するようになってきています。これらの集計結果から、私たちは多くのことを読みとることができます。

(1) 環境省・経済産業省など国の機関

環境省 (<http://www.prtr-info.jp/prtrinfor/index.html>) や経済産業省 (http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/6.html) では、インターネットや冊子などを通じてPRTRの集計結果を公表しています。

環境省のPRTR集計・公表システムでは、集計結果を閲覧・検索したり、集計データのファイルをダウンロードしたりすることができます。

次のページから具体的な使い方の一部をご紹介します。ぜひ実際にアクセスして、それぞれの関心に合ったPRTRデータの集計結果を閲覧してみてください。

The screenshot shows the PRTR Information Center website interface. At the top, there is a navigation bar with the title "PRTR インフォメーション広場" and a sub-header "グラフでデータを見る". Below this, there are several menu items: "トップ", "集計表を見る", "全体像", "環境への排出", "下水・廃棄物移動", and "届出外排出量推計". The main content area is divided into sections: "このサイトについて" (About this site), "集計表を見る" (View summary tables), and "グラフを見る" (View graphs). The "グラフを見る" section is further divided into four sub-sections: "全体像" (Overall view), "環境への排出" (Emissions to the environment), "下水や廃棄物としての移動" (Movement as wastewater or waste), and "届出外推計結果" (Estimated results for non-reported emissions). Each sub-section includes a brief description and an icon representing the category.

次に、関心のある物質や業種について、都道府県比較のグラフ・地図を見てみましょう。



目次画面

- 「全体像」
 - 「環境への排出」
 - 「下水や廃棄物としての移動」
 - 「届出外推計結果」
- から、見たいグラフを選びます。

ここでは例として、「環境への排出」を選択します。



「主な図表」の画面になります。

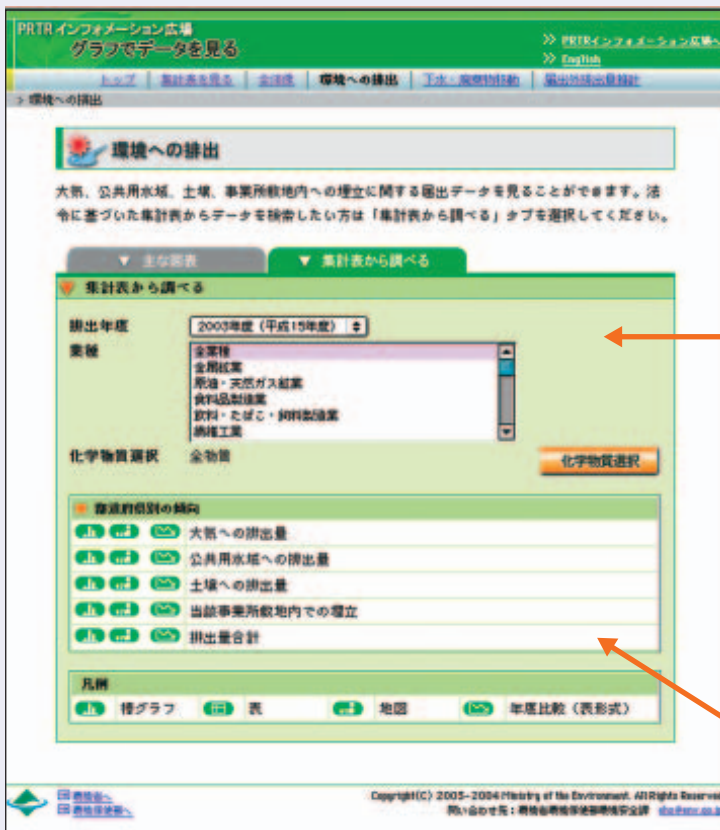
 や  等のアイコンをクリックすると、さまざまなグラフが表示されます。



(出力例) 排出量上位10物質とその排出量



「集計表から調べる」をクリックすると、法令に基づいた集計表からデータを検索することができます。



- 1 排出年度
- 2 業種
- 3 化学物質について、それぞれ希望するものが選べます。

- 最後に、
- 大気への排出量
 - 公共用水域への排出量
 - 土壌への排出量
 - 当該事業所敷地内での埋立
 - 排出量合計

の5項目から見たい項目を選択し、

をクリックしましょう。

次に、関心のある物質や業種について、都道府県比較のグラフ・地図を見てみましょう。



目次画面

- 「全体像」
 - 「環境への排出」
 - 「下水や廃棄物としての移動」
 - 「届出外推計結果」
- から、見たいグラフを選びます。

ここでは例として、「環境への排出」を選択します。



「主な図表」の画面になります。

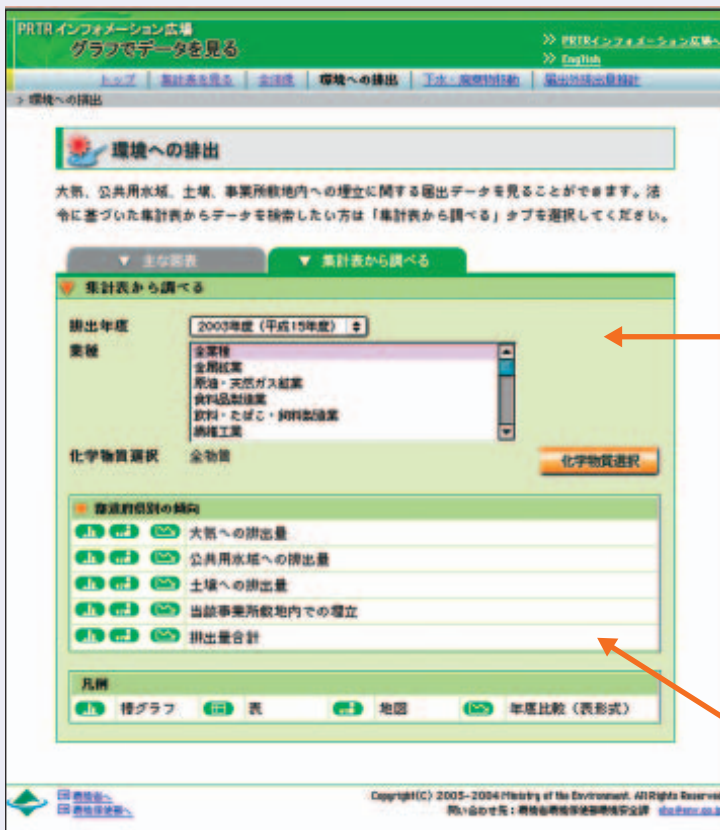
 や  等のアイコンをクリックすると、さまざまなグラフが表示されます。



(出力例) 排出量上位10物質とその排出量



「集計表から調べる」をクリックすると、法令に基づいた集計表からデータを検索することができます。



- 1 排出年度
- 2 業種
- 3 化学物質について、それぞれ希望するものが選べます。

- 最後に、
- 大気への排出量
 - 公共用水域への排出量
 - 土壌への排出量
 - 当該事業所敷地内での埋立
 - 排出量合計

の5項目から見たい項目を選択し、

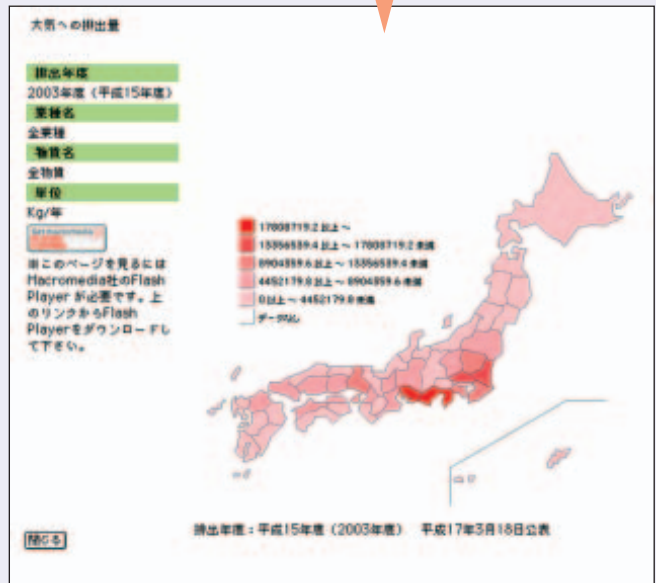
をクリックしましょう。

このような地図やグラフが表示されます。

グラフでは、排出量の大きさが実数で示されているため、排出量の大小関係がわかります。



都道府県地図では、排出量の大きさが色でランク分けされているため、自分の住む都道府県が全国でどの位の位置にあるのかわかります。



年度比較表では、排出量の増減がわかります。

平成15年度届出分から対象事業者の取扱量の要件が5t以上から1t以上に引き下げられたため、単純な年度比較はできません。

都道府県別の排出量 (単位: Kg/年)

都道府県	2001	2002	2003
北海道	2,451,605	2,170,269	2,453,366
青森県	364,363	442,314	346,379
岩手県	1,379,825	1,168,442	1,348,671
宮城県	1,803,249	1,687,287	1,852,275
秋田県	1,045,706	931,847	1,117,322
山形県	609,326	763,117	978,763
福島県	10,209,888	7,814,298	7,102,275
茨城県	17,092,684	15,304,322	13,790,798
栃木県	9,280,954	8,967,837	9,236,738
群馬県	9,446,804	8,657,491	7,920,010
埼玉県	18,044,828	17,847,945	18,541,318
千葉県	10,338,167	10,594,834	8,813,309
東京都	4,660,946	3,535,992	3,460,861
神奈川県	11,805,857	10,745,651	11,312,560
新潟県	3,871,187	3,682,134	4,189,118
富山県	2,871,897	2,765,283	2,744,796
石川県	2,901,925	2,682,206	3,109,351
福井県	3,905,660	2,859,579	2,875,094
山梨県	3,279,000	2,582,087	2,543,306
長野県	2,860,373	2,960,069	3,101,569
岐阜県	8,798,927	7,277,534	7,662,468
静岡県	23,452,774	23,866,995	21,788,256
愛知県	25,871,500	21,641,486	22,260,899
三重県	9,834,771	8,581,202	8,331,979
滋賀県	7,116,315	6,090,720	5,456,105
京都府	3,867,556	2,742,281	2,684,382
大阪府	9,536,184	7,701,862	7,872,682
兵庫県	10,008,177	9,644,761	9,679,409
奈良県	1,964,547	1,607,133	1,521,733
和歌山県	1,810,375	902,018	1,798,180
鳥取県	858,190	924,862	881,745
徳島県	1,744,810	1,800,517	1,978,578
岡山県	7,139,465	7,221,120	7,670,208
広島県	8,058,685	8,061,392	8,397,758
山口県	9,263,347	8,740,589	8,388,135
香川県	1,566,358	1,384,826	1,384,826
高松市	1,384,826	1,384,826	1,384,826
愛媛県	1,384,826	1,384,826	1,384,826
高知県	1,384,826	1,384,826	1,384,826
福岡県	1,384,826	1,384,826	1,384,826
佐賀県	1,384,826	1,384,826	1,384,826
長門県	1,384,826	1,384,826	1,384,826
大分県	1,384,826	1,384,826	1,384,826
熊本県	1,384,826	1,384,826	1,384,826
鹿児島県	1,384,826	1,384,826	1,384,826
沖縄県	1,384,826	1,384,826	1,384,826

(2) 都道府県や市町村

事業所から届け出られたPRTRデータはコンピュータ処理が可能な形に加工され、国から都道府県に提供されます。各都道府県でも、それぞれの地域のニーズに応じてデータを集計し、公表しているところがあります。

多くの都道府県や政令指定都市では、インターネットのホームページやパンフレットなどを通じてPRTR制度や化学物質管理に関する情報を提供しています。

以下に示したのは、神奈川県と兵庫県のホームページに掲載されているPRTRの集計結果です。

化学物質別、業種別、市町村別の集計表がダウンロードできるようになっています。

神奈川県(神奈川県環境科学センター)

(<http://www.k-erc.pref.kanagawa.jp/prtr/H15data/H15top.htm>)



兵庫県(兵庫県健康生活部環境局環境情報センター)

(<http://www.pref.hyogo.jp/JPN/apr/topics/new-prtr/syukei/syukeiindex.htm>)



(3) 企業

全国や地域の集計データだけでなく、自分が住む地域の工場の排出データに関心を持つ人もいることでしょう。化管法に基づいて届け出られた事業所のデータは、国に請求すれば誰でも入手することができます。

最近では、自社のPRTRデータを環境報告書¹やホームページなどに掲載して、自主的に公表する企業も増えています。また、地域住民に対する説明会などを開催する企業も出てきていますので、せっかくの機会ですから参加してみたいはいかがでしょうか。

例 ホームページ上で公表されている企業のPRTRの結果

化学物質の排出・移動量調査結果 (日本)

物質区分	PRTR種別	排出量	排出・移動量				小計
			大気排出量	水質排出量	土壌排出量	移動量	
トルエン	1	703.22	112.47	0.00	0.00	11.39	123.94
キシレン	1	123.90	25.13	0.00	0.00	15.51	70.64
ヘキサフルオロエタン, パーフルオロエタン		53.03	36.76	0.00	0.00	0.00	36.76
シブキエタノール	1	25.67	0.01	0.00	0.00	22.94	22.95
ふっ化水素およびその化合物	1	261.81	1.21	0.51	0.00	5.81	15.53
エチルベンゼン	1	19.53	11.49	0.00	0.00	3.17	14.65
銅水溶性塩	1	608.87	0.00	0.01	0.00	13.28	13.30
メチルピクリン酸(4-メチルピクリン)のイソマー混合物	2	1,501.57	0.00	0.00	0.00	11.89	11.79
有機化学薬		18.53	10.67	0.00	0.00	0.00	10.67
鉛およびその化合物	1	37,527.51	0.60	0.09	0.00	0.89	10.58
ベンゾジフルオロエタン, パーフルオロエタン	1	7,539.97	0.01	0.02	0.00	0.46	8.49
トリフルオロエタン, パーフルオロエタン		10.33	7.31	0.00	0.00	0.00	7.31

化学物質排出量と移動量(2003年度)

物質名	排出種別	排出量	移動量(トン)
キシレン	大気・水質	44,000 kg	7,200 kg
トルエン	大気・水質	9,400 kg	5,600 kg
ベンゼン	大気・水質	0.5 kg	2,600 kg
ジスフェニルエーテル系エポキシ樹脂	大気	0 kg	0 kg
エチルベンゼン	大気	14,000 kg	0 kg
キシレン	大気	13,000 kg	0 kg
ヒトキシベンゼン	大気・水質	21 kg	0 kg
キシレンジメチル	大気・水質	50 kg	0 kg
トリメチル	大気・水質	0 kg	2,800 kg
CFE-11	大気・水質	0 kg	0 kg
CFE-12	大気・水質	540 kg	0 kg
CFE-22	大気・水質	14 kg	0 kg
CFE-12S	大気・水質	800 kg	140 kg
CFE-22S	大気・水質	11,000 kg	0 kg
ダイオキシン類	大気	17ng-TEQ	0.49ng-TEQ

※移動量は、「排出種別」以外の排出種別による排出物の名称を同じ種別として行うことにより、排出種別以外の移動する第一種指定化学物質の量を示しています。

集計結果を見る
企業

環境報告書やホームページ上で公表されるPRTRデータは、自社で排出した物質の名称と量といった基本的な情報のほか、取扱量や製品としての出荷量、年ごとの推移などが示されている場合があります。独自の有害性ランクや削減目標などを掲載している企業もあります。

関心のある企業のデータだけでなく、いくつかの企業の公表内容を比較してみて、情報不足の企業に対しては「もっとこういう情報を出して欲しい」と働きかけるのも、市民の大切な役割のひとつです。

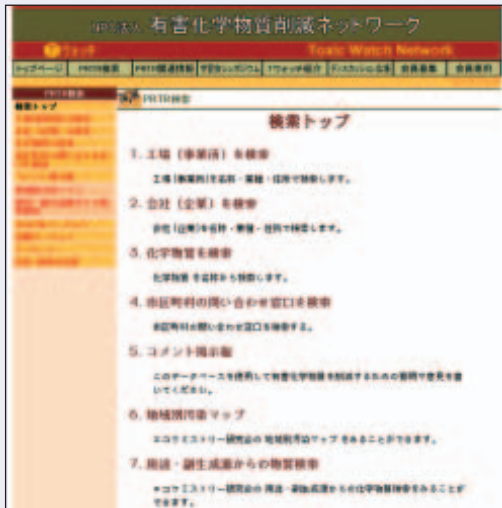
1. 環境報告書については、119ページを参照下さい。

(4) NGO・NPO

有害化学物質削減ネットワーク(Tウォッチ;Toxic Watch Network)

(<http://www.toxwatch.net/>)

PRTR関連情報を市民にわかりやすく提供することなどを目的に2002年に設立され、2004年10月にNPO法人として認可された組織です。国から開示されたPRTR届出データなどを検索する「PRTR検索」などを提供しています。



エコケミストリー研究会

(<http://env.safetyeng.bsk.ynu.ac.jp/ecochemi/>)

PRTR対象化学物質等の用途や毒性・物性情報などを提供しています。また、公表されたデータを基に、排出密度と各毒性ランク別の係数を乗じて重み付けし、算出した全国や各都道府県、市区町村別の「排出リスクスコア」等を掲載しています。



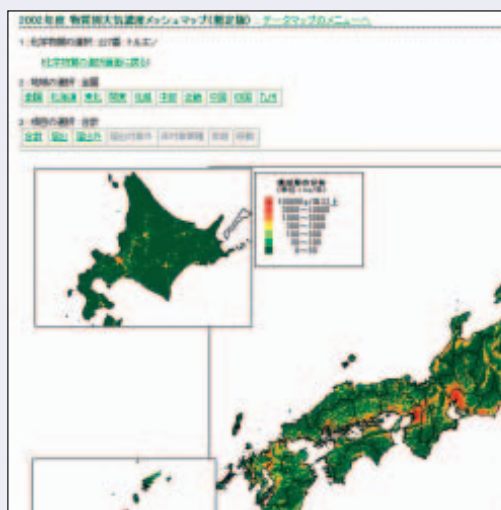
集計結果を見る
NGO・NPO

(5) 関連団体(財団法人、社団法人など)

社団法人 環境情報科学センター

(<http://www.ceis.or.jp/>)

国が公表しているPRTRデータをもとに、市区町村別の集計や化学物質毎の排出量、濃度推計結果を1kmメッシュマップにして提供しています。



独立行政法人 製品評価技術基盤機構

(<http://www.prtr.nite.go.jp/prtr/prtr.html>)

国が公表している集計結果のほか、都道府県毎、市町村毎、化学物質毎の排出量マップや大気中の濃度マップなどを提供しています。



(6) 海外

我が国以外の国々でもPRTR 制度の導入が進んでおり、行政による公表が行われているほか、多くのNGOが一般市民に向けた情報提供を行っています。

各国のPRTRデータも我が国と同様に、情報は主にインターネットを通じて誰でも利用できるようになっており、とくにNGOが運営するサイトは、

- ・化学物質名、地図、地名、郵便番号などによるデータの検索が可能
- ・NGO 独自の調査や見解に基づき、物質の有害性や地域の汚染度などをランク付け
- ・個別事業所のデータも企業名や住所などで検索、閲覧可能

といった特長を持っています。

行政機関

米国

TRI(有害物質排出目録)
(<http://www.epa.gov/tri/>)

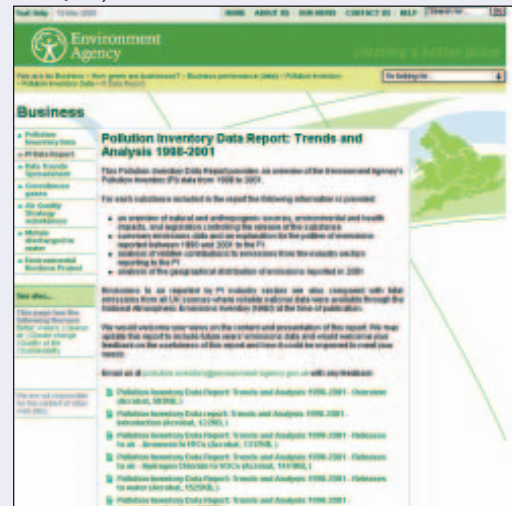
米国(TRI)



英国

PI(汚染目録)
(http://www.environment-agency.gov.uk/business/444255/446867/255244/255281/812911/?version=1&lang=_e)

英国(PI)



オーストラリア(NPI)



オーストラリア

NPI(全国汚染物質目録)
(<http://www.npi.gov.au/>)

NGO

「スコアカード」

(<http://www.scorecard.org>)

米国の環境NGO「環境防衛」(Environmental Defense ;ED)が運営しているサイトで、TRIのデータをもとに、独自にさまざまな順位づけを行っています。



「ポリューション・ウォッチ」

(<http://www.pollutionwatch.org/home.jsp>)

カナダの環境NGO「環境防衛カナダ」(Environmental Defence Canada)と「カナダ環境法協会」(Canadian Environmental Law Association)が共同して運営しており、カナダのNPRI(全国汚染物質排出目録; National Pollutant Release Inventory <http://www.ec.gc.ca/pdb/npri/>)のデータについて、州、自治体、産業分野、企業といった区分で施設の順位リストなどを提供しています



2 個別事業所のデータを入力するには

国による集計結果の公表日以後であれば、誰でも個別の事業所が届け出た排出量等のデータについて、国に対して開示請求をすることができます。請求先は、環境省、経済産業省及び事業者の営業活動を管轄する省庁です。

(1) 開示請求の窓口

環境省、経済産業省と他の事業所管省庁(防衛庁、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省)に開示請求を受け付けるPRTR開示窓口が設置されています。

環境省及び経済産業省の窓口では、全国すべての事業者からの届出について開示請求を受け付けるほか、開示にあたっての事前照会や開示手続全般の問い合わせにも対応しています。

それ以外の事業所管省庁では、その省庁が所管している事業者からの届出分について、開示請求を受け付けています。

各省庁に設置されているPRTR開示窓口は、以下のとおりです。なお、各省庁とも、郵送による開示請求も受け付けています

省庁名	問い合わせ部署	電話 / FAX / E-mail
環境省	環境保健部環境安全課	〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話 03-5521-8260 FAX 03-3580-3596 Eメール ehs@env.go.jp
経済産業省	製造産業局化学物質管理課	〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1 電話 03-3501-0080 Eメール qqhbfb@meti.go.jp
防衛庁	長官官房施設課環境対策室	〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 電話 03-3268-3111(20902)
財務省	理財局総務課たばこ塩事業室	〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1 電話 03-3581-4111(2259)
文部科学省	研究開発局海洋地球課地球・環境科学技術推進室	〒100-8959 東京都千代田区丸の内2-5-1 電話 03-5253-4111(4475)
厚生労働省	医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室	〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話 03-3595-2298
農林水産省	消費・安全局農産安全管理課農薬対策室	〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 電話 03-3502-0124
国土交通省	総合政策局環境・海洋課	〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 電話 03-5253-8264

(2) 請求の方法

開示請求は、開示請求者の氏名及び住所、開示請求しようとする事業所の名称及び所在地、その他の開示を希望する事業所を特定するのに必要な事項を明らかにして行います。

また、特定の事業所に限定せず、ある年度に届出のあったすべての事業所のデータを請求することもできます。

必要な事項を「ファイル記録事項開示請求書」(以下「開示請求書」、2ページ後ろに添付 <http://www.env.go.jp/chemi/prtr/kaiji/index.html>)に記入し、

- ・開示窓口に直接提出する
- ・郵送により提出する
- ・インターネットを利用し提出する

という3つの方法のうちいずれかを選択します。

「開示窓口に直接提出する」方法の場合は、CD-R等の開示媒体をその場でお渡しします。「郵送により提出する」、「インターネットを利用し提出する」方法の場合は、CD-R等の開示媒体を郵送いたしますので、切手を貼付した返信用封筒(A4以下でCD-RやFDが入る大きさのもの)が必要となります。切手代は、CD-R1枚の場合、140円(定形外封筒)です。

インターネットによる方法で提出する場合は、環境省ホームページ(<http://www.env.go.jp/>)の「各種の窓口・案内(電子申請・届出窓口)」から行います

年度の全データを一括して環境省に開示請求する場合(CD-R)

開示請求書の表面のみに必要事項を記載してください。(裏面には記入の必要はありません。)

データ量は、開示請求する年度の届出事業所の総数や届出物質数などにより異なります。また、平成13年度以降の全年度データを請求することができます。その場合、「ファイル記録事項開示請求書」の対象年度は「全年」と記入して下さい。1枚のCD-Rに全事業所のデータが収録されています。手数料は1,100円です(手数料の支払い方法は次ページ参照)。

一部の事業所のデータを環境省に開示請求する場合

一部の事業所のデータのみを開示請求する場合、あらかじめ入手しようとする情報の特定(届け出られた全ファイル記録事項のデータの中から、入手しようとする情報をコンピュータ上で特定し抽出)が必要となります。この手続きを「事前照会」といい、開示請求書の提出の前に行ってください。

「事前照会」の方法は、以下のとおりです。なお、インターネットにより開示請求する場合は、事前照会の手続きは不要です。

< 事前照会の方法 >

事前照会は、電話、FAX、E-mailで行うことができますが、大変混雑することが予想されますので、なるべくFAXやE-mailをご利用下さい。

- ・FAXの場合は「ファイル記録事項開示請求事前照会書（次ページに添付）を利用いただくと便利です。
- ・E-mailの場合は、必要事項をメールの本文に記載し、メールの件名は「PRTR開示請求事前照会」として送信してください。
- ・事前照会は、経済産業省窓口でも受け付けています。

照会を受けたPRTR開示窓口からは、開示対象を特定するために必要な情報を提供します。この回答をもとに開示請求を行って下さい。

(3) 開示請求の手数料

開示請求には、所定の手数料が必要です。手数料は、開示を受ける媒体及びデータの量（容量）によって決まります。

手数料は、開示請求書に収入印紙を貼付して納付します。なお、インターネットにより開示請求する場合には、電子納付します。

内容	開示媒体	手数料算出方法
事業所を検索して開示	用紙(A4)	紙1枚につき20円
	フロッピーディスク(FD)	FD1枚につき80円 + 0.5MB(メガバイト)までごとに260円
	光ディスク(CD-R)	CD-R1枚につき200円 + 0.5MBまでごとに260円
年度の全データを開示	光ディスク(CD-R)	CD-R1枚につき200円 + 200MBまでごとに900円 なお、平成13年度以降の全年度データを1枚のCD-Rに収録したものは、1,100円

開示の請求を郵送で希望する場合には、開示請求書の他に、切手を貼付した返信用封筒（A4以下でCD-RやFDが入る大きさのもの）を同封してください。

切手代: CD-R 1枚の場合 140円(定形外封筒)

ファイル記録事項開示請求事前照会書 兼回答書

本照会書は、請求者がファイル記録事項の一部について開示を求める場合、事前に請求内容を確認することで、開示手続きを円滑に進めるために提出いただくものです。

照会日： 年 月 日

照会者氏名：
回答方法： 回答は、電話 ・ F A X ・ E-mail で求めます。(いずれかに○印)
連絡先：(電話番号は必ず、FAX番号又はE-mailアドレスも合わせて記載して下さい。)
TEL () /

開示を請求するファイル記録事項の対象年度	平成 年度
開示を求める事業所の抽出方法 <small>(いずれか一つに、○印を付して下さい。)</small>	1. 特定の事業所名で抽出する (→ ①に記入して下さい。) 2. 地域、業種、化学物質等により範囲を絞り込んで抽出する (→ ②に記入して下さい。)
①事業所名を指定 (事業所名及び所在地を正確に記載して下さい。複数事業所の記載可。)	

②絞り込んで抽出 (なし又はありに○印を付し、ありの場合は () 内にその内容を具体的に記載して下さい。)	
1. 都道府県・市区町村の指定はありますか? 指定なし 指定あり ()	
2. 業種の指定はありますか? 指定なし 指定あり ()	
3. 化学物質の指定はありますか? 指定なし 指定あり ()	
4. その他の絞り込み条件はありますか? 条件なし 条件あり ()	

希望する開示実施手段 <small>(いずれか一つに、○印を付して下さい。)</small>	1. 紙(A4) 2. フレキシブルディスク (FD) 3. CD-R
---	---

//// 環境省からの回答

(以下、記入不要) 回答日： 年 月 日

1. 指定する条件に該当する事業所からの届出はありません。
2. 指定する条件に該当する事業所からの届出データは存在します。 ・開示を希望する場合には、開示請求書に記入し開示手数料等を添えて提出してください。 ・開示手数料は、 _____ 円です。なお、郵送等により請求する場合は、開示手数料に相当する収入印紙を開示請求書に貼付し、また返信用切手 _____ 円分を同封してください。
通信欄

ファイル記録事項開示請求書

平成 年 月 日

環境大臣 殿

請求者

住所 〒	—
氏名	
※法人その他の団体にあつては、その所在地・名称及び代表者の氏名を記載。	
問い合わせ先 (電話番号)	※郵送又はインターネットで開示を請求をする場合のみ記載。(郵送先は、上記住所あてとなります。)
—	— (内線)
(担当者の氏名)	
※法人その他の団体にあつては、担当者の氏名も記載。	

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第10条第1項に基づき、次のとおりファイル記録事項の開示を請求します。

開示を請求するファイル記録事項の対象年度(排出年度)	全年度に第一種指定化学物質等取扱事業者が把握した情報
開示を請求する情報	※以下の <u>いずれかの</u> □にレ点を付してください。 <input type="checkbox"/> すべてのファイル記録事項 <input type="checkbox"/> ファイル記録事項の一部 (<u>→裏面にも御記入ください。</u>)
希望する開示実施方法	※以下の <u>いずれかの</u> □にレ点を付してください。上記で「すべてのファイル記録事項」を選択された場合、この欄への記載は不要です。(光ディスクでの開示となります。) <input type="checkbox"/> 用紙(A4)への出力 <input type="checkbox"/> フレキシブルディスク(FD) <input type="checkbox"/> 光ディスク(CD-R)

※以下の欄には記入しないで下さい。

(受付印)

用紙・FD・CD-R
枚 / MB
(料金)
円

(収入印紙貼付欄)

(裏面)

※開示を請求する情報で「ファイル記録事項の一部」を選択した場合は、必ず以下を御記入ください。

※以下のいずれかの□にレ点を付し、必要事項を記入してください。

欄が足りない場合は、備考欄を活用してください。

特定の事業所の情報 ※事業所の名称及び所在地を記入してください。

--

一定の条件を満たす事業所の情報 ※以下、①～④の空欄に検索条件を記載してください。
(複数選択可)

※以下①～④のすべての条件を満たす事業所について、開示を求めます。

①都道府県・ 市区町村名	に所在する事業所であること
②業種名 又は 業種コード	に属する事業を営む事業所であること
③化学物質名称 及び 施行令号番号	の届出をした事業所であること
④その他	

備考

<記入にあたっての注意事項>

1. 開示を求める事業所が特定されている場合には、「特定の事業所の情報」に、検索項目(①～④)により事業所を絞り込んで特定する場合は「一定の条件を満たす事業所の情報」に、該当するいずれか一方を選択して、記載してください。
 2. 特定の事業所の情報(事業所の名称及び所在地)の欄には、事業者が特定できるよう、事業所の正式な名称並びに所在する都道府県及び市区町村名を記載してください。
 3. 一定の条件を満たす事業所の情報①～④には、それぞれ複数の事項を記載することができます。
 4. 一定の条件を満たす事業所の情報「④その他」の欄には、①～③以外の条件を記載することができます。
(可能な限り具体的に記載してください。)
- ただし、ファイル記録事項にある項目以外の項目で検索することはできません。